



進取

令和3年9月30日発行

阿久根市立阿久根小学校
27学級 児童数438名

運動会のご協力に感謝いたします！

本年度の運動会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一家庭2人、低・中・高別の分散型開催、教室でのリモート応援など、様々な取組を行いました。本来ならご家族みんなでお子さんの成長の様子が分かる活躍を見たかったことと思いますが、お子さんや保護者の皆様、本校職員の健康を守るための対応でした。一生懸命に受付をしてくださる役員の皆さんを前に、受付での長い列になっても、どなたも気持ちよくご協力いただき有り難うございました。また、11日の清掃活動、前日の準備から、当日の受付、片付けと様々な場面でお手伝いをいただきました皆様、本当にありがとうございました。阿久根小学校の子どもたちと保護者の皆様のパワーを感じた運動会となりました。来年は、通常の運動会ができることを祈りたいものです。

時代とともに変わる子育て 1

親は、いつの時代も子どもたちに様々な願いをもって、子育てをしています。思いやりのある子供に育てほしいとか、強い心をもった人に育てほしいとか、学力を付けたい、健康な体をつくりたいなど子供の幸せを願う気持ちはいつの時代も変わらないものです。

さて、「時代とともに変わる子育て」というテーマですが、今回は「いじめ」についてです。いじめも昔からあるものではありますが、様々ないじめによる重大事案が発生し、国は「いじめ防止対策推進法」という法律をつくりました。この法律では、学校や学校職員を始め、様々な立場の人に対する責務を明示しています。その中には以下のような、保護者の責務も明記されています。

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

かつては、いじめたらいけないことは当たり前のことなので、あえて「いじめをするな。」と言うことはなかなかなかったと思います。しかし、これからの子育てでは、当たり前であっても、テレビでニュースになるときや、学級のトラブルを聞くときなどの様々な機会に「いじめはしてはいけない」とお子さんにきちんと伝えてください。また、現在のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっています。つまり、受けた児童が心身に苦痛を感じているかどうかできまります。いじわるといじめの境がないと言えます。いじめは早期発見が、解決への早道です。些細なことでもお子さんが困っている時や学級の友達が困っている話など聞かれたときは、遠慮なく学校にお知らせください。

